

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等)
- b. IT実装支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等)
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組(脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等)
- e. 健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等)
- f. BCP/事業継続(取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等)

a. 企業間の連携

女川町をフィールドに、町内外の多様なセクター(企業・団体・起業家)を結びつけるフューチャーセンター事業等を通じ、地域課題を解決するオープンイノベーションを推進し、地域社会との共存共栄を目指します。

c. 専門人材マッチング

お試し移住プログラムや創業支援、企業研修等を通じて、地域外の多様な人材(活動人口)と町内の事業者をつなぎ、地域企業の人材不足解消や新規事業創出を積極的に支援します。

f. BCP/事業継続

東日本大震災から復興を遂げた女川町の経験とネットワークを活かし、有事の際の事業継続や地域全体の回復力向上に繋がる連携体制の構築に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他(任意記載)

多様なステークホルダーとの協働事業において、労務費や物価上昇分を適切に反映できるよう、取引先(業務委託先等)との丁寧な協議に基づく適正な価格決定を行います。また、支払条件については手形を一切使用せず、全額現金かつ60日以内の支払いを徹底し、地域経済の持続可能性に貢献します。

2026年2月24日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

特定非営利活動法人アスヘノキボウ

代表理事 後藤大輝

企 業 名

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。